

京都の紅葉は最高です。7年前に当時の職場の親友(男性)とまわりました。また行きたいものです。

奥山に紅葉ふみわけ鳴く鹿の声きく時ぞ秋はかなしき(小倉百人一首より、猿丸太夫)。

この読み手は生没年不明で、本当に実在したかどうかすら分からない謎の人物とされています。古今集ではこの歌は「読み人知らず」とされています。しかしこのただ一句で数世紀先にまでその存在を残したのだから、驚嘆の一言に尽きますね。

弊事務所看板を設置して下さった企業様

●富田クリーニング 様

北区志茂2丁目、同姓ですが残念ながら親戚ではありません(笑)。10月14日より。

●日建ハウス工業株式会社 様

北区赤羽2丁目、ダイエー前。富田事務所テナントの賃貸取引業者。10月16日より。

以上、この場を借りて厚くお礼申し上げます！！

裁判所や国会から出す内容証明

内容証明郵便とはそもそもどれほど効果があるのでしょうか？

契約解除通知(クーリングオフ)でも金銭債権の請求通知でも構いませんが、郵便物の内容である文書をいつ、どのような内容のものを、誰が誰に差し出したかを、差出人が作成した謄本によって公的に郵便局が証明するシステムをいいます。したがって相手方は「私はこんなものを受け取っていない！」という抗弁ができなくなります。

実はこの内容証明自体には法的拘束力はありません。タイトルは「通知書」「催告書」「要求書」など何でもよく、あくまで相手方に対し心理的プレッシャーを与え催促するだけのことです。大抵の人は内容証明郵便を受け取る機会がほとんどないはずですから、そこで初めて効果を得られるかもしれないということなのです。場合によっては「上記の要求に応じない時は直ちに法的手続をとることと致しますので、その旨承知おき下さい」といった内容を末筆に記載することもあります。実際にその段階に至ったら、弁護士の職務領域となりますが。

さて皆さんは最高裁判所や東京高等裁判所の中に「裁判所内郵便局」というものがあるのをご存じですか？ これらは特別なことはなく一般人も日常的に利用できますし、内容証明郵便の発送もできます。裁判所内郵便局から内容証明郵便が到着し、心理的効果が倍増したためか成功したという事例も聞いたことがあります。同じように国会には「国会内郵便局」もあり、やはり内容証明郵便の発送が可能です。

相続で知っておくとちょっと便利な話（3）

1人暮らしのお年寄りの方が多のですが、ご自身の死後の後始末をどうすればよいか気にかかることはございませんか？ 例えば葬儀や納骨、家財道具の処分、アパートなど住居の明渡し・・・枚挙に暇がありません。一つの人生や生活を終了させるというのは、意外と大変なことなのです。

総称して死後に必要な事務といますが、それらを頼める親族が見当たらない場合は、ご健在の内に信頼に足る人物を選んで「死後事務の委任」の契約を交わすことが望ましいです。生きている内に死後のことを頼むという点は、遺言とよく似ていますね。確かに死後に必要な事務の依頼を、遺言の一文としてしたためることも可能ですが、それでは「本人の希望」に留まり、現実には実施されるか不安です。

死後事務の委任契約を依頼するのは誰でもよいですが、もし遺言を書かれるのなら遺言執行者(遺産管理等を行う者)に頼む方法があります。執行者は弁護士、行政書士などが就任するケースが多いです。その場合、葬儀や納骨、家財道具の処分、アパートなど住居の明渡しにかかる諸費用を確実に遺産から支出できるというシステムです。転ばぬ先の杖。ぜひお元気な内に、遺言と死後事務の委任契約の二本柱でご準備されるのが宜しいかと思います。

さらば悲しき違反行為よ

10月8日に大阪市でもぐり営業を20年間行っていたニセ行政書士が逮捕されました。行政書士富田賢事務所では担当行政書士である私が行政書士試験に合格し、東京都行政書士会を通じて日本行政書士会連合会(日行連)で登録を完了させております。その証明として、弊事務所の応接室には、試験合格証と日行連発行の登録証を額縁に入れて掲げています。しかし掲げていない事務所もおそらく多いでしょうから、本物とニセモノの見破り方と危険性を伝授します。

①行政書士登録証を見せてくれ、といいます。登録済みならば、前述の額縁サイズとカードサイズのものがあるはずです。

②日行連に問合せして存否を確認する。電話でも、日行連のホームページの会員検索でもできます。

③行政書士試験に合格しただけでは行政書士を名乗れず、登録を完了していなければなりません。試験合格者の方は注意して下さい。

④ニセ行政書士による各種申請は、さかのぼって無効になる恐れがあります。

外国人に依頼され、偽装結婚や不法就労申請を不正代行している行政書士がいたことが、先頃の警視庁の調査で判明しました。日行連も注意しているでしょうけれども、一人一人の行政書士が意識をもって行動をしなければなりません。さもないとお客様との信頼関係は損なわれ、行政書士の存在意義も危ういものとなるからです。苦々しい話題で恐縮ですが、敢えて書かせて頂きました。

豪胆な相談申込者 in 無料相談会

10月8日、折しも台風直撃の日。JR赤羽駅西口にて行政書士会北支部主催による街頭無料相談会が実施され、私も8月に続けて再び立ち会いました。

その日の最後の相談申込者はたまたま私1人で相談を承りましたが、少し変わった(?)事例でしたのでご紹介します。ご年配のご婦人です。

そのご婦人は東京ガスを普通に利用していました。ある日、当該職員とトラブルが生じた結果、ご婦人は怒り心頭に発し、今までガス使用料を銀行口座引落しにしていたものを凍結させ、それ以降支払いを拒んでいたそうです。

当然、ガスは止められてしまい現在は使用できません。ところがガスの請求書の中に遂に「お支払いなき場合は法的処置をとる」と一筆書かれてしまいました。私に質問されたのがこの「法的処置」とは何だ?という事でした。

「それは直ちに弁護士を立てて裁判するというのではなく、例えば強制執行や差押えによってガス使用料の回収を図るという意味だと思われませんか?」「差押えっていっても、うちには財産などない」「何も土地・建物など不動産に限らず、テレビやパソコンも該当するんですよ」

ご婦人は朗らかに笑って、「どうしても法的処置という意味だけが分からなかった。やれるものならやってみろってんだ!」と勇ましく仰いました。私は少々あきれ口調で、「自分の権利を守るために戦うのは必要なことですが、無駄に戦ってばかりじゃしょうがないんですよ」と最後に申し添えました。

ご婦人は路上生活者等ではなく、きちんとした住居を構えておられるようです。日常生活で困らないのだろうか、と思ったら、近隣の公共施設で入浴できる場所もあり何とかなんとかなるとの事です。追跡調査はしておりませんが、この豪胆なご婦人がその後、本当に差押えを受けたかどうかは分かりません。

次の無料相談会は12月2日(水)、北区役所1階正面玄関ロビーにてです。

行政書士試験本部員に任命されました

前号でお知らせしたとおり、東京都行政書士会から平成21年度行政書士試験(11月8日実施)の本部員に任命されました。セキュリティ上、どこの会場に配置されたかは伏せますが、なかなか当日の動きはハードです。2年前に受験生として臨んだ際は純粋な試験時間(13~16時)のみの拘束でしたが、本部員としては早朝の8時20分集合、解散は18時30分、10時間超の拘束です。

私のメイン担当は振鈴(試験開始・終了を知らせるもの)と校舎巡回ということですので、一見楽そうに見えるかもしれませんがとんでもありません。それ以外に試験グッズ(文房具等)搬入、本部設営(机配置・教室番号表示)、問題・答案用紙搬入、同配布等と分刻みで当日はスケジュール化されています。裏方たちの大変な尽力によって一つの国家資格試験が成立しているのだな、と痛感しました。

私の大切な友人でも人生を賭けて受験される方がいます。受験生の皆さんにとって是一年に一度のThe Longest Day、善戦をお祈りします。

不当要求防止責任者講習を修了

前号でお知らせしましたように、10月20日に東京都公安委員会主催による豊島公会堂にての無料講習を修了しました。

最近の暴力団はそれと示して接近することではなく(名刺にも〇〇組と載せません)、多くはフロント企業として取引を迫ってきます。都内では750人に1人が暴力団員という数値も出ています。様々な接近パターンがありますが、暴力を振るうのが目的ではなくあくまでも資金調達がメインなのです。

私は生まれつき喧嘩が弱いですし(笑)、「怖い」と思います。ただし日頃から対応をマニュアル化し、警視庁暴力ホットライン、暴力団追放運動推進都民センター(暴追センター)、各警察署暴力団対策係の電話番号を控えておけば対処できます。当講習はそのためのものでした。「不当要求防止責任者選任済之証」というステッカーを富田事務所の玄関ドアに早速貼りました。以下はその筋と思われる人物から、何らかの不当要求の電話があったと仮定した場合の答え方です。

- ①「どちら様ですか？」 相手の名前を聞く。証拠になります。
- ②「ご用件は何ですか？」 例/みかじめ料を支払え。
- ③「お断りします！」あるいは「警察の指導を受けています！」

最後のセリフはきっぱりと3度言いましょう。切り終わったら早めに警察に報告します(以上は豊島公会堂のロールプレイングで教わりました)

山形県や和歌山県では講習を受講していると、公共工事入札の指名参加資格の格付けで加点の対象となります。福岡県議会では全国初で、罰則付き暴力団排除条例が成立しました。今年から豊島区生活安全条例が改正されて、全国で初めて公共住宅のみならず、民間のマンション等の物件から暴力団を排除する内容も盛り込まれました。

公けがこれだけ活発になっている半面、某組織では構成員対象に内部で暴対法適応テストを実施しているという、ブラックジョークのような話もあります。つまり敵も生き残りを賭けて必死なのです。しかし暴力団との関わりがあるだけで、一般企業は上場も融資もNGとなるのが社会では当たり前。備えあれば憂いなし、不当要求防止責任者講習の受講(無料)をぜひお勧めします。

平成21年11月4日発行 (不定期発行) 第4号

発行 行政書士富田賢事務所 行政書士 富田 賢(とみた まさる)

〒115-0045 東京都北区赤羽 2-31-3 タグチコーポ 101号室

JR 赤羽駅東口・東京メトロ赤羽岩淵駅1番出口下車ともに徒歩8分

電話 03-3901-2153 FAX 03-3901-2164

メール info-gtmo@kdr.biglobe.ne.jp

URL <http://www7b.biglobe.ne.jp/~gtmo/>

建設・宅建、会社設立、相続、内容証明、各種許認可